

(3) 個別の教育支援計画と個別の指導計画

通級指導を行う際、重要になってくるのが、個別の教育支援計画と個別の指導計画です。見たことや聞いたことがあるのではないのでしょうか。どちらも、平成 29 年改訂の学習指導要領において、作成と活用をすることが示され、特に、通級指導においては指導を受ける子供ごとに作成し、活用しなければならないものとなっています。

様式や作成手順については、自治体や学校によってさまざまですが、ここでは、二つの計画が何のために作られ、どのように活用されるものなのか、その意義と役割について確認しましょう。どちらも、子供一人一人に対して作成するものです。それぞれの違いをしっかりと踏まえて、作成・活用するようにしてください。

個別の教育支援計画と個別の指導計画について、学習指導要領解説「総則編」では、以下のように説明しています。

個別の教育支援計画	個別の指導計画
平成 15 年度から実施された障害者基本計画においては、 教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り 、障害のある児童の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、 それぞれの年代における児童の望ましい成長を促すため 、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、 教育機関が中心となって作成するもの を、個別の教育支援計画という。	個別の指導計画は、 個々の児童の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるもの である。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童など 一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するもの である。

参照

▶特別支援学校学習指導要領解説「総則編」(P.455～)

それぞれについて見ていきましょう。

① 個別の教育支援計画

願い、障害による困難な状況、支援の内容、生育歴、相談歴など、子供に関する事項について、本人・保護者も含めた関係者で情報共有するためのツールです。

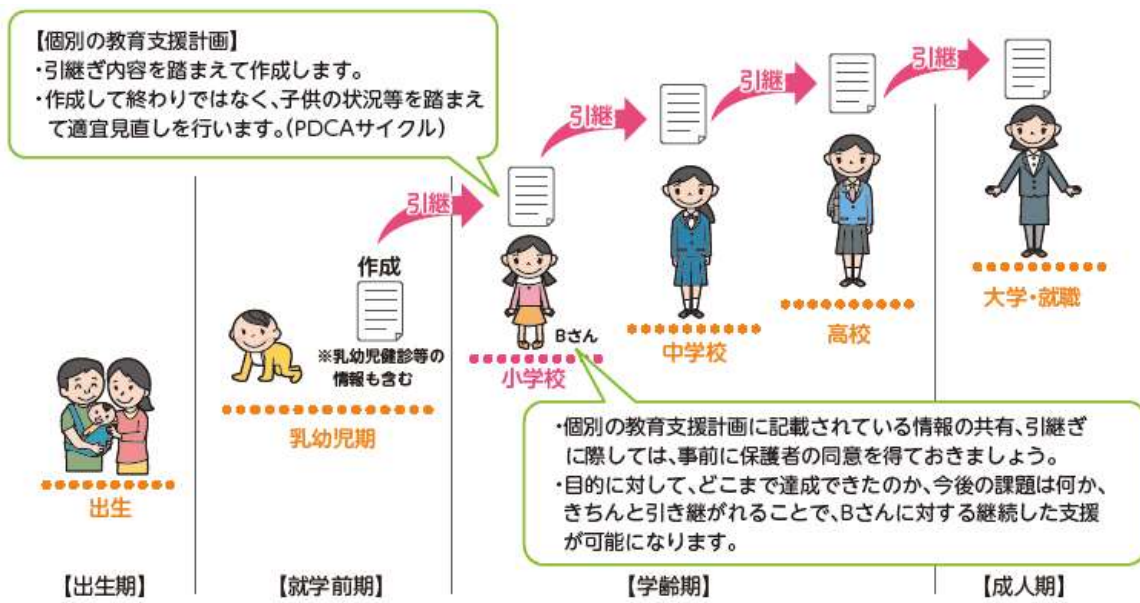
作成するメリットはなんだろう。

例えば、小学校 2 年生の B さんを通級指導で担当する場合を考えましょう。通級担当として、今（小学校 2 年生）の B さんの様子を観察することができます。しかし、当然ながら、それが B さんの全てではありません。具体的には、B さんは通級指導以外の時間、学校では在籍学級で過ごしますし、放課後や休日になると放課後等デイサービスを利用し、家に帰れば家族と過ごします。また、月に 1 回通院をしています。つまり、学校以外にも多くの人や機関が B さんに関わっています。

(⇒放課後等デイサービスについては、実践例 14)

加えて、生まれてから小学校1年生まで過去の様々な経験や支援を経て、今のBさんがあります。また、小学校2年生を過ごした後も、小学校3年生、小学校を卒業して中学校、高校、大学、社会人・・・と、Bさんの人生は続いていきます。各ライフステージにおいて、様々な人や機関が関わることになります。

Bさんに対する通級指導の内容を検討する際には、Bさんのこれまでの生育過程や学習内容などを踏まえ、保護者や関係機関（者）を含んだ複数の視点から、今のBさんを把握した上で、将来の自立を見据えた長期的な視点をもって検討することが大切になります。その際の大事な検討材料の一つが、個別の教育支援計画です。



※ Bさんの例とは違い、小学校や中学校に入ってから作成する場合があります。その場合も同様に、情報共有や引継ぎを確実に行うことが大切です。

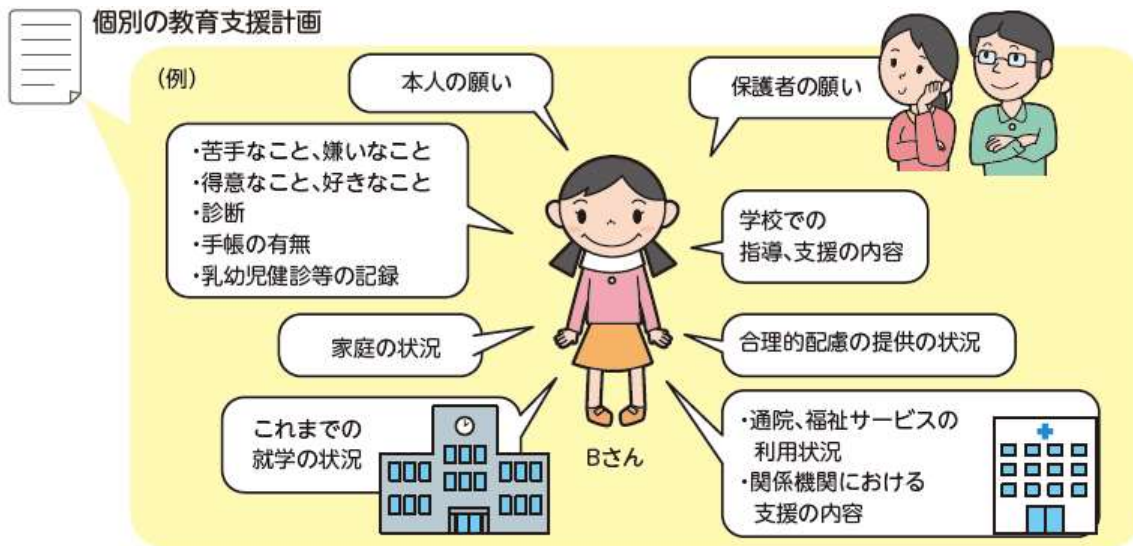
個別の教育支援計画を活用すると・・・

- ・ 学校内だけでなく、保護者や関係機関（者）ともBさんの多面的・多角的な情報を共有することができます。
- ・ 情報がしっかりと蓄積され、関係者で共有できるので、Bさんの将来を見据えた支援についてよりよく考えていくことができます。

※ 福祉分野においても個別の支援計画（障害児支援利用計画（またはサービス等利用計画））が作成されています。切れ目のない支援の観点から、支援の目標や方法等の情報共有は大切です。

個別の教育支援計画に記載される内容（例）

- ・ Bさんが、どんな環境で育ってきたのか（困難さの気付きの時期、これまでの支援内容など）
- ・ Bさんは、何が得意で何が好きなのか
- ・ BさんやBさんの保護者は、将来に向けてどんな願いをもっているのか など



※ 個別の教育支援計画は、個別の指導計画を作成する（指導内容及び指導方法を定める）際の材料となります。

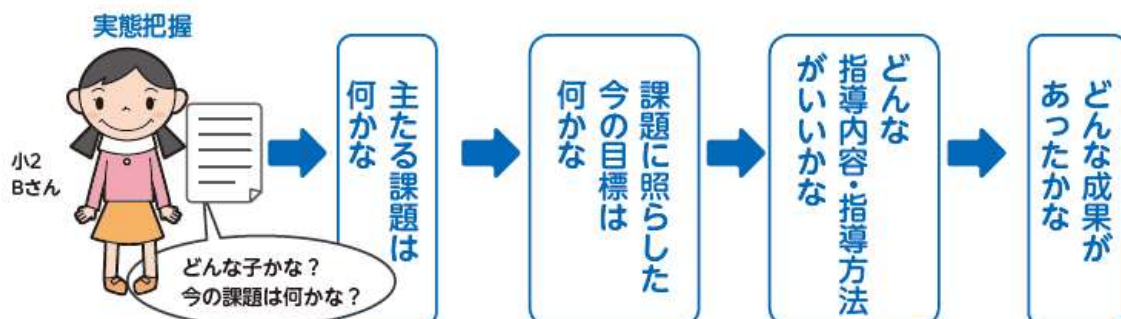
※ 通級指導の利用や指導内容及び指導方法の検討に際しては、医学的な診断や手帳の有無のみにとられることのないように留意し、総合的な見地から判断する必要があります。

② 個別の指導計画

子供の実態に応じて適切な指導を行えるよう、一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にしたものです。

作成するメリットはなんだろう。

具体的な指導内容及び指導方法の検討に際しては、Bさんの課題を整理し、通級指導で取り組む内容を明確にする必要があります。特に、決まった教科書や教材がなく、一人一人の状況に応じた指導を行う通級指導においては、今のBさんの学習状況を把握する上で、課題や指導目標、指導内容、指導方法、指導の結果などについて記載されている個別の指導計画が大変重要になります。一貫した支援の観点に立てば、Bさんの実態や、Bさん及びBさんの保護者の願いを踏まえた指導内容とする必要があります。



個別の指導計画を活用すると・・・

個別の指導計画には、課題、指導目標、指導内容、指導方法、指導の結果などが、整理されて明示されています。在籍学級担任、教科担当や引き継いだ次の担当にも、指導の経過が把握でき、Bさんに対する計画的・継続的な指導が可能になります。

そのためにも、個別の指導計画は、子供の指導に関わる人全てが読んで分かるように記載する必要があります。

個別の指導計画に記載される内容（例）

Bさんの生活上、学習上の課題、指導目標及び指導計画（年間、学期、単元）、指導内容、指導方法、在籍学級において必要な支援、取り組んだ結果、何ができたのか、何ができなかったのか、今後の課題などが記載されています。（⇒実践例4）

参照：実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れについて

▶特別支援学校学習指導要領解説「自立活動編」(P.128～)

・・・・・・・・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成に当たって・・・・・・・・

個別の教育支援計画については、学校が中心となって、Bさん及びBさんの保護者の願いを踏まえつつ、Bさんの将来を見据えた長期的な視点に立ち、関係者（機関）による複数の視点で作成されることが大切です。関係者と必要な情報を共有しながら作成することで、それぞれの役割の明確化にもつながります。

参照：個別の教育支援計画の作成について

▶「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」(文部科学省)

個別の指導計画については、学校生活において、Bさんがほとんどの時間を在籍学級で過ごしていることを踏まえ、通級担当と在籍学級担任や教科担当、あるいは他校通級であれば、Bさんの在籍校と通級指導の設置校の連携の下で作成されるように工夫することが望めます。

これらの計画作成後、実施状況を適宜評価し、改善を図っていくことが不可欠である点は、どちらの計画にも共通しています。指導や支援の実践に際しては、計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）のPDCAサイクルによる見直しを行いながら、適切な指導や必要な支援を進めていくことが大切になります。

